

青森県エリア共同利用型  
データ連携基盤構築等業務委託

落札者決定基準

青森県総合政策部DX推進課

## 1 基本的な考え方

落札者の決定は、入札参加者から提出された提案書の評価である「技術評価点」に、入札価格の評価である「入札価格評価点」及び令和9年度以降の運用経費見積額の評価である「見積書価格評価点」を加算する総合評価一般競争入札を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、「総合評価点」の最も高い入札者を落札者とする。

### (1) 提案内容の評価

別紙「青森県エリア共同利用型データ連携基盤構築等業務委託提案書評価表」に基づき、提案内容の評価し、「技術評価点」を与える。

### (2) 入札価格（令和8年度データ連携基盤等構築経費）の評価

入札価格については、後述の計算式に基づき、入札価格に対する点数（以下「入札価格評価点」という。）を与える。

### (3) 見積書価格（令和9年度以降運用経費）の評価

見積書価格については、後述の計算式に基づき、見積書価格に対する点数（以下「見積書価格評価点」という。）を与える。

### (4) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

(1) から (3) により評価した、「技術評価点」、「入札価格評価点」及び「見積書価格評価点」の合計点（以下「総合評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「総合評価点」を1,000点満点とし、内訳は「技術評価点」600点、「入札価格評価点」150点、「見積書価格評価点」250点とする。

### (5) 低入札価格制度

低入札価格調査制度を適用することから、あらかじめ「調査基準価格」を設定し、これを下回る入札があった場合は、落札者を保留し、その入札額で本業務の契約に適合した履行がなされるかを調査したうえで落札者を決定する。

### (6) 「総合評価点」の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「入札価格評価点」、「見積書価格評価点」が異なる場合、「技術評価点」が高い者を落札者とする。

イ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「入札価格評価点」、「見積書価格

評価点」が同じ場合、「技術評価点」のうち、評価項目『2. 基盤・サービス構築』が最も高い者を落札者とする。

ウ 入札参加者それぞれの「技術評価点」、「入札価格評価点」、「見積書価格評価点」が同じであって、評価項目「2. 基盤・サービス構築」が同じ場合、「入札価格」が低い者を落札者とする。それでもなお、同点数で並ぶ場合は、別途日を定め、くじ引きにより決定する。

## 2 提案内容の評価

入札参加者から提出された提案書を書面審査し、「技術評価点」に関する各評価項目の評価事項、配点に基づき記述・提案された内容の評価を行う。なお、提案内容を確認するため、別途ヒアリングを実施する。

### (1) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類及び配点を設定する。

1. 基本的事項 60 点
2. 基盤・サービス構築 320 点
3. 運用保守・研修等 140 点
4. セキュリティ 40 点
5. 追加提案 40 点

### (2) 項目評価の考え方

評価点数による判定は、各評価項目に対して「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」「0点」の6段階の評価点数で判定するものとし、本県で想定していたレベルの提案の場合は「3点」とする。非常に高いレベルの提案は「5点」、非常に低いレベルの提案は「1点」、とし、基準点と「5点」及び「1点」との中間レベルの提案については、それぞれ「4点」、「2点」とする。記述・提案がないものは、「0点」とする。

### (3) 技術評価点の計算

技術評価点の計算は、次の式にて行う。

$$\text{技術評価点} = \text{各評価項目の項目評価点の合計}$$

### 3 入札価格の評価

入札価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{価格評価点} = 150 \text{ 点} \times (1 - (\text{入札価格} / \text{入札予定価格}))$$

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、  
小数点以下2桁目で四捨五入する。

なお、入札参加者の入札金額が本件の予定価格を上回った場合は、その時点で失格となり、落札者とししない。

### 4 見積書価格の評価

見積書価格評価点は次のとおり算定する。

$$\text{見積書価格評価点} = 250 \text{ 点} \times (\text{最低見積額 (注)} / \text{見積額})$$

(注) 予定価格の範囲内の入札価格を提出した事業者のうち、令和9年度から令和13年度の運用保守に要する経費の年間平均金額に係る見積額が最も低い事業者の見積額をもって最低見積額とする。

※「価格評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁までを有効とし、  
小数点以下2桁目で四捨五入する。

### 5 その他失格事由

次のいずれかに該当した場合は、評価対象から除外する。

- (1) 本県職員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- (2) 他の入札参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと
- (3) 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- (4) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと